

令和元年7月2日

総務省 情報通信政策研究所 調査研究部 御中

一般社団法人全国銀行協会

「AI ネットワーク社会推進会議」報告書 2019（案）に対する意見について

今般、標記報告書（案）（令和元年6月14日公表）に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

## 「AIネットワーク社会推進会議 報告書2019（案）」に対する意見一覧

No.	該当頁	該当部分	意見等	理由等
1	報告書（案）別紙1 20頁	⑤ - ア) セキュリティ対策の実施	「AIシステムの機密性・安全性・可用性」について、AIシステムに特有のセキュリティ侵害の例を示してほしい。	AIサービスプロバイダ及びビジネス利用者が、（システム一般とは異なる）AIシステムに対して講じるべきセキュリティ対策についての理解に必要と考えられるため。
2	報告書（案）別紙1 21頁	⑥ - ア) AI活用における最終利用者 及び第三者のプライバシーの 尊重	AIシステムに特有の、第三者のプライバシー侵害の例を示してほしい。	AIサービスプロバイダ及びビジネス利用者が、（システム一般とは異なる）AIシステムに対して講じるべき、プライバシーの尊重に関する措置についての理解に必要と考えられるため。
3	報告書（案）別紙1 24頁	⑧公平性の原則	「公平性」には複数の定義・基準があることに留意する必要がある、との記載があるが、「公平性」として見るべき観点・項目、「公平性」が保たれているとされる基準を示すべき。	付属資料に、「センシティブ情報」や「社会的バイアス」という関連するキーワードがあるものの、何ををもってバイアスと言えるのか、見るべき観点と基準を明確にすべき。
4	報告書（案）別紙1 24頁	⑧-ウ) 人間の判断の介在（公平性の 確保）	人間の判断を介在させることで、公平性が確保されるという理解でよいか。人間の判断が介在する場合でも、最終的な判断に至るまでの経緯・思考プロセスを明示する必要はないか。	人間の判断は必ずしも公平性が保たれたものではない為。
5	報告書（案）別紙1 附属資料 5頁	① - イ) 人間の判断の介在	「人間の判断の介在の要否」について、想定される基準を具体的にすべき。例えば、AIによりなされた判断によって、『最終利用者が金銭的等の不利益を被るかどうか』、『申込みへの応諾可否に影響が及ぶかどうか』など。	基準の目線が統一されることで、人間を含めたAIシステムのビジネス利用検討、及びAIリスクコントロールの円滑化が達成されるため。
6	報告書（案）別紙1 付属資料 33頁	⑧ - イ) アルゴリズムによるバイアス への留意	「センシティブ属性の値によらない、予測結果の誤差比率の調整の程度」に関して、安心してAIが使えるよう、基準を例示してほしい。	基準の目線が統一されることで、AIリスクコントロールの円滑化が達成されるため。